

東京圏から“浜松市に移住” される方・された方へ

令和5年度 浜松市はじめようハマライフ助成事業

移住・就業支援金 100万円支給します

(単身の場合は60万円です)

世帯員に子どもがいる場合1人につき100万円を加算します

※令和5年4月1日以降に移住した方より適用

主な支給要件

- ▶ 東京23区の在住者又は
東京圏在住で23区への通勤者が、
- ▶ 浜松市に移住し、以下のいずれかに該当
- ▶ 1.就職 支援金対象求人マッチングサイトによる就職
- 2.起業 県地方創生起業支援事業の交付決定を受けた方
- 3.専門人材 プロフェッショナル人材事業等による就職
- 4.テレワーク 移住元の業務を引き続きテレワークで実施
- 5.関係人口 移住前に本市の移住相談を3回以上行った方でその他の要件を満たした方（詳細はウラ）

申請締切 令和6年1月15日(月) 必着

浜松市移住促進HP
はじめようハマライフ



裏面も
ご確認
ください

まずは移住前の要件に該当するかセルフチェック！

- ①東京23区内に在住（住民登録） 又は
- ②東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に在住（住民登録）し、東京23区内に通勤 ※条件不利地域を除く。詳しくはお問合せください。



- ①②の期間が、住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上
- ※①②は合算できます。



- ①②の期間が、住民票を移す直前に1年以上
- ※①②は合算できます。

東京23区内の大学等へ通学し、23区内の企業等に就職した方または23区内に在住した方は通学期間も対象期間として加算



移住前の要件を満たしています！
(移住後の要件を満たせば支給対象となる可能性があります)

? 「移住・就業支援金」のよくある質問

移住したらいつ申請できるの？

- ①8月30日までに移住→3か月以上1年以内に申請可
- ②8月31日から11月30日までに移住→12月1日以降は1年以内に申請可
- ③12月1日以降に移住→1年以内に申請可



プロフェッショナル人材事業等による就職とは？

・内閣府が実施する「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用し、人材紹介会社等を介して無期雇用契約に基づき就業することです。

テレワークの要件とは？ ※①～③全て満たすこと

- ①所属先企業からの命令ではなく本人の意思による移住であること
- ②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと
- ③所属先企業等が国の地方創生テレワーク交付金を受けその資金が本人に提供されていないこと

関係人口の要件とはどんなもの？

移住前に本市の移住相談窓口を利用して移住相談を3回以上行った方で、次に掲げる事項のいずれかに該当することが要件です。

- ①移住前に本市の職員又は浜松移住コーディネーターによる現地案内を受けた方で、かつ市内の法人に就業した方
- ②移住前に浜松市中山間地域Welcome集落制度を利用して現地案内等を受け当該集落に移住した方

子育て世帯加算とは？

令和5年4月1日以降に移住した方について、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の者1人につき100万円(令和5年3月31日以前に移住した場合は30万円)を加算します。18歳未満の世帯員とは、令和5年4月1日時点において18歳未満である者(申請者の配偶者が18歳未満である場合は除く)をいいます。

詳細について

支給要件、提出書類等の詳細については、移住促進HP「はじめようハマライフ」でご確認ください。



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamalife/>

お問合せ先

浜松市役所 市民部 市民協働・地域政策課
〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
電話 053-457-2243

Mail shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp